

大学評価シンポジウム

内部質保証と大学

青山学院大学

仙波憲一

2016.10.14

- 大学は自らが掲げる理念・目的の下、学術の発展、人材育成、社会貢献を行うものであり、これらは社会からの要請であり、大学への社会的評価の対象となる。
- その為に3つのポリシーを社会に公開し、その実行に責任を持たなければならない。
 - AP：入り口管理、いかに質の良い学生を集めるか
 - CP：広い視野と専門的知見を身に着けさせる学びのプロセス
 - DP：学びの成果として、一定の能力を確保させた人材の輩出
- 大事なことは、大学全体が組織体として、自らの設定した3Pを実現するように、機能しなければならない。
- 問われるのは大学ガバナンス・教学ガバナンスであり、大学が自らが課題発見・課題解決をいかに確実に行うかポイントとなる。

- 第3期認証評価基準は、大学ガバナンスを機能させるための大学内の主体的自己点検、すなわち内部質保証に責任を持ち、これを実行するための組織・機能等の点検に重点を置くもので、大学外の社会が求める公的質保証とは異なる。
- 内部質保証を有効化するには、自校の組織構成・歴史等を考慮して、自校に合った自己点検システムを有行し、各部署の重要視域である。その際、以下の3点を留意する必要がある。
 1. 全学的に責任を負う組織形態として、大学運営に関する戦略的指針を提示する学長の下に、各部署の責任を担い、大学の各部署・構成員が全学的視野を共有することである。
 2. 全学的意思疎通の確保に努め、学部・学科間、研究科・専門職大学院、事務局、研究推進意識を持つことである。
- したがって、自校にとって内部質保証の実質化と有効性を高める組織体制は何か、の視点からシステムのデザインをすることになる。
- なお、第3期評価基準が基準協会から提示されるが、組織体としてのひな型はない。それゆえ、全学的質保証システムの仕組みこそ、各大学の創意工夫の見せ所であり、個性を発揮できる場であると言えよう。